



平成 24 年 2 月 3 日

各 位

株式会社 I H I  
東京都江東区豊洲三丁目 1 番 1 号  
代表取締役社長 釜 和明  
(コード番号 7013)  
問合せ先 広報・IR 室長 高柳俊一  
T E L 03-6204-7030

## 当社上場子会社である I H I 運搬機械株式会社株式に対する

### 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社 I H I (以下「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、平成 24 年 2 月 3 日開催の取締役会において、下記のとおり当社上場子会社である I H I 運搬機械株式会社(コード番号: 6321 東京証券取引所市場第二部、以下「対象者」といいます。)の普通株式を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 買付け等の目的等

##### (1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、対象者の普通株式を 19,055,421 株(注)(対象者が平成 23 年 11 月 10 日に提出した第 40 期第 2 四半期報告書に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数 28,459,991 株に対する割合: 66.96% (小数点以下第三位を四捨五入。以下同様とします。))を保有し、対象者を連結子会社としておりますが、この度、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全て(ただし、当社が保有する対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。)を対象とする本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数について、その上限及び下限を設定しておりません。

また、当社は、対象者を当社の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けにおいて対象者の発行済株式の全て(当社が既に保有している対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の取引(以下、本公開買付けとあわせて「本取引」といいます。)により、当社が対象者の発行済株式の全て(対象者が保有する自己株式を除きます。)を保有することとなる予定です。本取引が実行された場合には、対象者の普通株式は、所定の手続きを経て上場廃止となります。

なお、後記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」に記載のとおり、対象者公表の平成 24 年 2 月 3 日付「支配株主である株式会社 I H I による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、平成 24 年 2 月 3 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を、決議に参加した取締役(取締役 13 名中、出席取締役 12 名)の全員一致で行ったとのことです。

(注) 対象者の株主名簿上、当社の所有する株式数は、19,057,421 株と記録されており、当社が認識しております上記 19,055,421 株よりも 2,000 株多い株式数となっております。株主名簿の記録と当社の

認識に齟齬が生じた原因は必ずしも明らかではありませんが、当社が平成8年頃に売却した株式について、事務手続上の問題により株主名簿の名義書換えがなされていなかった（いわゆる失念株）可能性が高いと考えております。従って、当社は、当社の認識に従い、当社の所有する株式数を19,055,421株として、本公開買付けの各手続を行います。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、資源・エネルギー、船舶・社会基盤・セキュリティ、産業機械・システム、回転・量産機械及び航空・宇宙を事業基盤とする1853年（嘉永6年）創業の総合重工業会社です。

2009年（平成21年）5月に制定した「IHIグループビジョン」において、当社グループの目指すべき姿を、「技術をもって社会の発展に貢献する」「人材こそが最大かつ唯一の財産である」という経営理念を念頭に、「21世紀の環境、エネルギー、産業・社会基盤における諸問題を、ものづくり技術の中核とするエンジニアリング力によって解決し、地球と人類に豊かさや安全・安心を提供するグローバルな企業グループである」と決めました。

このような視点に基づいて、2009年（平成21年）11月に「グループ経営方針2010」を策定し、諸施策の実行のために、「本体販売重視のビジネスモデルからライフサイクル重視のビジネスモデルへ」、「技術シーズ重視の製品戦略から市場ニーズに即した製品戦略へ」、「国内中心の事業運営からグローバルな事業運営へ」、という3つのパラダイム転換を掲げ、新たな成長に向けた変革のために、グループの総力を結集して、実現に努めているところです。

対象者は、1973年（昭和48年）4月に設立された石川島沼津輸送機株式会社に端を発し、我が国の近代インフラ需要に即応しつつ事業の発展・拡大を続けてまいりました。1994年（平成6年）12月にパーキング事業の一貫体制を確立するために、機械式駐車装置のメンテナンス、改修を専業とする株式会社アイ・エイチ・アイ・パーキング・テクノスを吸収合併、2005年（平成17年）10月に当社（当時の当社の商号：石川島播磨重工業株式会社）から運搬機械及びパーキングの両事業を譲り受け、運搬機械事業、パーキング事業ともに製販一貫体制を実現いたしました。

その間、対象者は、1996年（平成8年）に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に株式上場を行い、自律的な企業成長施策を推進して、運搬機械事業、パーキング事業双方で国内売上シェアトップメーカーの地位を確立しております。平成24年3月期に限りましても、対象者は、国内市場においては、2011年（平成23年）10月に自走式立体駐車場事業を当社グループ会社の石川島建材工業株式会社より譲り受け、また、2012年（平成24年）1月に株式会社大京より株式会社扶桑エンジニアリング（現商号：株式会社IHI扶桑エンジニアリング。以下同様であります。）の株式を譲り受け、ラインナップ及び二・多段式駐車装置分野での市場プレゼンスを強化し、取扱製品の充実及び受注機会を拡大する体制を整えております。他方、海外市場においては、アンゴラ共和国 PAENAL Yard（パイナルヤード）向け海洋設備建設用ジブクレーンの受注、東南アジア市場でのパーキング事業のプレゼンス向上を目的として、マレーシアに現地法人を設立するなど国内外で積極的な事業展開を推し進めております。

しかしながら、当社、対象者を取り巻く事業環境は、急速に変化を続けております。とりわけ国内市場は、近年成熟の度合いが深化して、発注量・金額ともに抑制される傾向が継続しており、競合会社との価格競争も激しさを増しております。また、2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災の影響で、既存のお客さまの生産計画の変更、生産拠点の海外シフトといったドラスティックな事業環境の変化が加速度的に進行しております。加えて、パーキング事業においては国内事業者の再編が進んでおり、今後事業構造の変化が進むことが予想されております。

一方、最近の新興国市場を中心とした海外市場は、欧州債務問題や新興国でのインフレ対策による金利の上昇など、短期的には不確実性が増大しております。しかし、長期的視点で見ますと、新興国で急速に進む都市化に対応した多種多様なパーキングシステムや近代高層建築や港湾整備、エネルギー産業向けの大型運搬機械需要など、対象者の事業領域においても、非常に大きな潜在的需要があると見込まれております。当社と対象者は、市場環境と競争競合構造の変化に機敏に対応していくことが、さらなる事業成長

軌道に乗せるためには必要であるとの共通認識のもと、平成23年9月頃より、当社グループ全体の経営資源配分の最適化を図ることを可能とする組織体制を構築することについて協議・検討を行いました。

その結果、当社及び対象者は、一層のグローバル展開を推し進めるためには、長期的な視点に立って、当社と対象者が一体となった海外での製造拠点の整備の検討や事業再編に備えた、当社グループ全体で機動的なリスクテイクを可能とする環境を整備していくことが必要と認識いたしました。また、グループ全体での柔軟な資源配分を行い、設計・営業・調達などといったリソースを共有化、R&D機能の連携を強化することによりイノベーションを創発するといったシナジー効果を創出するためには、当社と対象者はグループ一体となった事業運営のベクトルの統合、及び、長期的な視点に立ってより高次のレベルでの大胆かつ機能的な戦略策定と実行が必要と認識いたしました。

現在当社は、対象者の発行済株式総数の66.96%の株式を保有しておりますが、上記のような認識に基づき、当社と対象者の事業の成長と加速を確かなものにするためには、当社が対象者の全株式を取得し、当社と対象者相互の事業の連携をさらに深め、研究開発から製造、販売等に至る一連の業務全体においてシナジー効果を追求することが最善と判断し、平成24年2月3日に当社が対象者を完全子会社化することを目的として本公開買付けを実施することを決定いたしました。

また、対象者にとりましても、当社の完全子会社となることは、当社グループ全体の経営資源の有効活用により競争力の強化と事業の拡大が図れるため、企業価値向上の好機になるものと考えております。

なお、本公開買付け後の具体的な対象者の経営方針及び事業内容の見直しにつきましては、対象者の完全子会社化を実施後に対象者と協議・検討を行うことを予定しております。また、当社は、対象者の完全子会社化後も、対象者の自主性と主体性を尊重し、事業の特性や運営体制のすぐれた点を十分に生かした経営に留意の上、対象者の事業の強化を図っていく意向であり、対象者はその旨確認しています。そして、対象者は、対象者と当社の経営資源の相互補完によって、強固な経営基盤が確立されることとなり、対象者の取引先に対しては当社グループの経営資源・取引先を通じた更なるビジネスの可能性を提供できるものと期待しており、また、対象者の従業員に対しては、経済環境の悪化が懸念される中でも関わらず、事業領域・機会の拡大を通じて、一層の雇用の安定と新たな成長に向けてのやりがいを提供できるものと考えているとのことです。

また、対象者は、平成24年2月3日に「平成24年3月期 配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成24年2月3日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対する配当を行わないことを決議したとのことです。

### (3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

対象者は当社の連結子会社であり、また対象者の取締役のうち1名及び社外監査役のうち2名が当社の従業員を兼務していることに鑑み、当社及び対象者は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置として、以下のような措置を講じております。

なお、当社は、対象者の本公開買付けに関する取締役会決議等の意思決定プロセスに関与しておりません。

#### ① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）及び野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を本公開買付けのためのフィナンシャル・アドバイザーに任命し、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年2月2日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております。なお、当社は、みずほ証券及び野村證券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

みずほ証券は、市場株価基準法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」

といいます。)の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりです。

(i) 市場株価基準法

平成24年2月2日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の基準日終値(488円)、過去1ヶ月間の終値の単純平均値(461円(小数点以下四捨五入))、過去3ヶ月間の終値の単純平均値(438円(小数点以下四捨五入))及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値(426円(小数点以下四捨五入))をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を426円から488円と算定しております。

(ii) DCF法

対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を617円から685円と算定しております。

当社は、上記の株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者の株式の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し、本公開買付けの後に対象者株式が上場廃止になることが見込まれており対象者の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、平成24年2月3日開催の取締役会にて最終的に本公開買付け価格を670円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付け価格である1株当たり670円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年2月2日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の終値488円に対して37.30%(小数点以下第三位を四捨五入)、過去1ヶ月間(平成24年1月4日から平成24年2月2日まで)の終値の単純平均値461円(小数点以下を四捨五入)に対して45.34%(小数点以下第三位を四捨五入)、過去3ヶ月間(平成23年11月4日から平成24年2月2日まで)の終値の単純平均値438円(小数点以下を四捨五入)に対して52.97%(小数点以下第三位を四捨五入)、過去6ヶ月間(平成23年8月3日から平成24年2月2日まで)の終値の単純平均値426円(小数点以下を四捨五入)に対して57.28%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、本公開買付け価格の公正性・妥当性を担保するための基礎資料として、当社及び対象者から独立した第三者機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである、株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティング(以下「エイ・ジー・エス・コンサルティング」といいます。)に対象者の株式価値の算定を依頼し、エイ・ジー・エス・コンサルティングから平成24年2月2日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、エイ・ジー・エス・コンサルティングから本公開買付け価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

エイ・ジー・エス・コンサルティングは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、エイ・ジー・エス・コンサルティングは、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価格算定を行ったとのことです。

上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 426 円～461 円

DCF法 596 円～727 円

市場株価法では、算定基準日を平成 24 年 2 月 2 日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値（461 円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値（438 円、ただし小数点以下を四捨五入）及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値（426 円、ただし小数点以下を四捨五入）を基に、対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 426 円から 461 円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 24 年 3 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在の価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 596 円から 727 円までと算定しているとのことです。

なお、対象者がみずほ証券及びエイ・ジー・エス・コンサルティングに提出したDCF法における算定の基礎となる事業計画においては、大幅な増減益は見込まれていないとのことです。

③ 対象者における独立役員である社外監査役の監査のもとでの取締役による検討・交渉及び報告

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社からの本取引に関する提案（以下「本提案」といいます。）に対し、意思決定過程の恣意性を排除して公正性、透明性及び客観性を高めることにより、対象者の企業価値については株主共同の利益の観点から検討及び交渉した上で意思決定することを目的として、当社の役員及び従業員を現在及び過去においても兼務したことがなく、当社と利害関係を有しない対象者取締役上沼繁夫氏（以下「本取締役」といいます。）に対し、当社及び対象者から独立した対象者の独立役員である社外監査役前田恵三氏（以下「本独立役員」といいます。）の監査のもと、

(i) 当社から対象者取締役会に対して提示された本提案について、(a) 本提案の目的の正当性、(b) 本公開買付価格を含む本取引の諸条件の妥当性、(c) 本取引が対象者の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情に照らし、本公開買付けを含む本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものではないか否か、及び、本公開買付けに対する対象者の意見表明の内容が対象者の少数株主にとって不利益なものではないか否か、を検討すること、(ii) 前項の検討並びに本提案の適法性及び妥当性を担保するため、当社と利害関係を有しない対象者取締役の立場において、本提案に関し当社と交渉を行うこと、(iii) 平成 24 年 2 月 3 日開催の対象者取締役会において、前 2 項の検討並びに交渉の経緯及び結果を報告すること、という 3 つの事項を委嘱したとのことです。

本取締役は、上記委嘱事項を遂行するにあたり、本独立役員の監査のもと、本取引に関連する資料を精査するとともに、複数回に亘って、当社との協議・交渉を行うとともに、対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるエイ・ジー・エス・コンサルティングから提出された株式価値算定書について説明を受けたうえで質疑応答を重ねているとのことです。

かかる手続を経て、平成 24 年 2 月 3 日開催の対象者取締役会において、本取締役から当社との交渉経緯が説明された後、対象者取締役会に対して、(i) (a) 本取引は、当社グループ全体の経営資源の有効活用により対象者の競争力の強化と事業の拡大を図ること等を目的とするものであるところ、かかる目的は正当であり、支配株主が少数株主の利益の犠牲のもとに利益を図る目的その他の不当な目的は認められないこと、(b) 本公開買付価格を含む本取引の諸条件は、本独立役員の監査のもと、少数株主の利益に配慮して行動した本取締役が当社との間で真摯に協議・交渉を行った上で最終的に決定されていること、並びに、本公開買付価格及びその後の全部取得条項付種類株式を利用したスクイーズアウト（下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予定する一連の手続をいいます。以下同様であります。）の際に対象者の株主の皆様最終的に交付される金銭の額の算定の基準となる予定の価格については、独立した第三者算定機関であるエイ・ジー・エス・コンサルティングの株式価値算定書の評価額のレンジの範囲に位置し、かつ対象者から委嘱を受けた本取締役が本独立役員の監査のもと、当社との間で行った協議・

交渉を踏まえて最終的に提案された価格であること、などからすれば本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当であること、(c) 本取引が対象者の株主、従業員、取引先その他のステークホルダーの利益に照らし、対象者の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情を総合考慮した結果、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではなく、本公開買付けに対して公表する対象者意見は対象者の少数株主にとって不利益なものではない旨並びに (ii) 本提案に関する当社との適正な交渉の経緯及び結果についての報告がなされたとのことです。なお、当該報告内容は、本独立役員の監査を経たものであるとのことです。

④ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引に係る審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を得ているとのことです。

⑤ 対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成24年2月3日、対象者の支配株主である当社と利害関係を有しない本独立役員から、本公開買付けを含む本取引について、(a) 本取引は、当社グループ全体の経営資源の有効活用により対象者の競争力の強化と事業の拡大を図ること等を目的とするものであるところ、かかる目的は正当であり、支配株主が少数株主の利益の犠牲のもとに利益を図る目的その他の不当な目的は認められないこと、(b) 本公開買付価格を含む本取引の諸条件は、本独立役員の監査のもと、少数株主の利益に配慮して行動した本取締役が当社との間で真摯に協議・交渉を行った上で最終的に決定されていること、並びに、本公開買付価格及びその後の全部取得条項付種類株式を利用したスクイーズアウトの際に対象者の株主の皆様最終的に交付される金銭の額の算定の基準となる予定の価格については、独立した第三者算定機関であるエイ・ジー・エス・コンサルティングの株式価値算定書の評価額のレンジの範囲に位置し、かつ対象者から委嘱を受けた本取締役が本独立役員の監査のもと、当社との間で行った協議・交渉を踏まえて最終的に提案された価格であり、本取締役がその協議・交渉において対象者少数株主の利益に配慮して行動したことの説明に納得することができたこと、などからすれば本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当であること、(c) 本取引が対象者の株主、従業員、取引先その他のステークホルダーの利益に照らし、対象者の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情を総合考慮した結果、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではなく、本公開買付けに対して公表する対象者意見は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の対象者取締役会宛の意見（以下「本意見」といいます。）を入手しているとのことです。

⑥ 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、当社から本取引の提案を受け、エイ・ジー・エス・コンサルティングより取得した対象者株式の株式価値算定書、本独立役員の監査のもとでの本取締役による検討、交渉の経緯及び結果の報告、シティユーワ法律事務所から得た法的助言、独立役員から取得した本意見の内容その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年2月3日開催の取締役会において、土田剛氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、対象者の上記取締役会には、山根秀行氏及び渡辺寛氏を除く対象者の全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べたとの

ことです。

なお、対象者の社外取締役である土田剛氏は当社の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会における全ての本取引に関する議題の審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において本取引に関する当社との協議・交渉には参加していないとのことです。また、対象者の社外監査役である山根秀行氏及び渡辺寛氏は当社の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会における全ての本取引に関する議題の審議に参加していないとのことです。

#### ⑦ 比較的長期に渡る買付け等の期間の設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保しております。また、当社及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とすることを目的としており、本公開買付けにより、対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、当社は、本公開買付け後に以下の方法により、当社が対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、当社は、①対象者を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社とすることを内容とする定款の一部変更を行うこと、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び③当該全部取得条項が付された対象者の普通株式の全て（ただし、対象者の保有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の対象者の株式を交付することのそれぞれの議案を平成24年5月に開催予定の対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議するよう対象者に要請する予定です。

また、本臨時株主総会において上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる対象者の普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、当社は、上記②の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を本臨時株主総会の開催日と同日に開催するよう対象者に要請する予定です。なお、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項付の株式とされた上で、その全て（ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主の皆様には当該取得の対価として別個の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、対象者の株主の皆様のうち、交付されるべき対象者の当該株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する対象者の当該株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する対象者の当該株式の売却価格（及びその結果株主の皆様へ交付されることになる金銭の額）については、本公開買付価格と同一

の価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、当社が対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を保有することになるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様に対し交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう算定される予定です。

上記の各手続に関連する少数株主の皆様への権利保護を目的とした会社法上の規定として、(イ)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ロ)上記③の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は裁判所に対して当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。上記の(イ)又は(ロ)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

当社は、上記の手続に関して、関連法令についての当局の解釈の状況、本公開買付け後の当社の株券等保有割合、当社以外を対象者の株主の皆様を対象者株式の保有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法の実施を対象者に要請し、また当該実施に時間を要する可能性があります。ただし、上記の方法を変更する場合でも、当社は、当社以外を対象者の株主の皆様に対して最終的に金銭を交付する方法により、当社が対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。）を保有することを予定しております。この場合における対象者の株主の皆様へ交付される金銭の額についても、特段の事情がない限り、本公開買付け価格と同一の価格を基準として算定される予定です。上記の具体的な手続については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者の普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付け予定の株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立後において当該基準に該当しない場合でも、その後、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、当社は対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得することを企図していますので、かかる手続が実行された場合、対象者の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

#### (6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

|             |   |
|-------------|---|
| ① 名称        | IHI 運搬機械株式会社                                    |
| ② 所在地       | 東京都中央区明石町8番1号                                   |
| ③ 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 大坪 英志                                   |
| ④ 事業内容      | パーキングシステム、運搬・物流システムの開発、設計、販売、製造、据付並びにメンテナンス・改修等 |
| ⑤ 資本金       | 2,647,499千円（平成23年9月30日現在）                       |
| ⑥ 設立年月日     | 昭和48年4月2日                                       |



|                                 |  |   |
|---------------------------------|--|---|
| ⑦ 大株主及び持株比率<br>(平成23年9月30日現在)   | 株式会社 I H I   | 66.96 %   |
|                                 | 日本駐車場開発株式会社  | 6.69 %  |
|                                 | I H I 運搬機械従業員持株会   | 4.37 %  |
|                                 | CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUEPORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)                          | 1.04 %  |
|                                 | 時田一弘   | 0.42 %  |
|                                 | 岩崎電気株式会社   | 0.38 %  |
|                                 | CBNY-DFA INVESTMENT TRUST COMPANY-JAPANESE SMALL COMPANY SERIES (常任代理人 シティバンク銀行株式会社) | 0.25 %  |
|                                 | 計  | 80.14 %   |
| ⑧ 公開買付者と対象者の関係<br>(平成24年2月3日現在) | 資本関係   | 当社は、対象者株式を19,055千株(対象者の発行済株式総数28,459千株に対する保有株式数の割合にして66.96%(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下本欄において同じ。))直接保有するとともに、対象者株式を29千株(対象者の発行済株式総数28,459千株に対する保有株式数の割合にして0.1%)間接保有しております。 |
|                                 | 人的関係   | 対象者取締役の1名(土田剛氏)は、当社の従業員です。対象者監査役の2名(山根秀行氏及び渡辺寛氏)は、当社の従業員です。   |
|                                 | 取引関係   | 対象者は、親会社である当社の企業集団に属し、製品の仕入、材料等の販売及び土地建物等の賃借、借入を行っております。  |
|                                 | 関連当事者への該当状況  | 対象者は当社の連結子会社であり、関連当事者に該当しません。   |

(注) 「⑦大株主及び持株比率(平成23年9月30日現在)」における持株比率の記載は対象者の発行済株式総数に対する保有株式数の割合を、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

## (2) 買付け等の期間

### ① 日程

|            |  |
|------------|--|
| 取締役会決議     | 平成24年2月3日(金曜日)   |
| 公開買付開始公告日  | 平成24年2月6日(月曜日)<br>電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。<br>(電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> ) |
| 公開買付届出書提出日 | 平成24年2月6日(月曜日)   |

### ② 届出当初の買付け等の期間

平成24年2月6日(月曜日)から平成24年3月16日(金曜日)まで(30営業日)

### ③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

## (3) 買付け等の価格

普通株式1株につき金670円

## (4) 買付け等の価格の算定根拠等

### ① 算定の基礎

当社は、みずほ証券及び野村証券を本公開買付けのためのフィナンシャル・アドバイザーに任命し、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年2月2日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております。なお、当社は、みずほ証券及び野村証券

から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

みずほ証券は、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりです。

(i) 市場株価基準法

平成24年2月2日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の基準日終値（488円）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値（461円（小数点以下四捨五入））、過去3ヶ月間の終値の単純平均値（438円（小数点以下四捨五入））及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値（426円（小数点以下四捨五入））をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を426円から488円と算定しております。

(ii) DCF法

対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を617円から685円と算定しております。

当社は、上記の株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者の株式の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し、本公開買付けの後に対象者株式が上場廃止になることが見込まれており対象者の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、平成24年2月3日開催の取締役会にて最終的に本公開買付価格を670円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり670円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年2月2日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の終値488円に対して37.30%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去1ヶ月間（平成24年1月4日から平成24年2月2日まで）の終値の単純平均値461円（小数点以下を四捨五入）に対して45.34%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年11月4日から平成24年2月2日まで）の終値の単純平均値438円（小数点以下を四捨五入）に対して52.97%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去6ヶ月間（平成23年8月3日から平成24年2月2日まで）の終値の単純平均値426円（小数点以下を四捨五入）に対して57.28%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 算定の経緯

（買付価格の決定に至る経緯について）

当社及び対象者は、一層のグローバル展開を推し進めるためには、長期的な視点に立って、当社と対象者が一体となった海外での製造拠点の整備の検討や事業再編に備えた、当社グループ全体で機動的なリスクテイクを可能とする環境を整備していくことが必要と認識いたしました。また、グループ全体での柔軟な資源配分を行い、設計・営業・調達などといったリソースを共有化、R&D機能の連携を強化することによりイノベーションを創発するといったシナジー効果を創出するためには、当社と対象者はグループ一体となった事業運営のベクトルの統合、及び、長期的な視点に立ってより高次のレベルでの大胆かつ機能的な戦略策定と実行が必要と認識いたしました。

現在当社は、対象者の発行済株式総数の66.96%の株式を保有しておりますが、上記のような認識に基づき、当社と対象者の事業の成長と加速を確かなものにするためには、当社が対象者の全株式を取得し、当社と対象者相互の事業の連携をさらに深め、研究開発から製造、販売等に至る一連の業務全体においてシナジー効果を追求することが最善と判断し、当社が対象者を完全子会社化することを目的として本公開買付けを実施することを決定し、以下の経緯により本公開買付価格を決定いたしました。

（算定の際に意見を聴取した第三者の名称）

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年2月2日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております。なお、当社は、みずほ証券及び野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

（意見の概要）

みずほ証券は、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりです。

（i）市場株価基準法

平成24年2月2日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の基準日終値（488円）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値（461円（小数点以下四捨五入））、過去3ヶ月間の終値の単純平均値（438円（小数点以下四捨五入））及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値（426円（小数点以下四捨五入））をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を426円から488円と算定しております。

（ii）DCF法

対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を617円から685円と算定しております。

（第三者の意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯）

当社は、上記の株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者の株式の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し、本公開買付けの後に対象者株式が上場廃止になることが見込まれており対象者の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、平成24年2月3日開催の取締役会にて最終的に本公開買付価格を670円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり670円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年2月2日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の終値488円に対して37.30%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去1ヶ月間（平成24年1月4日から平成24年2月2日まで）の終値の単純平均値461円（小数点以下を四捨五入）に対して45.34%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年11月4日から平成24年2月2日まで）の終値の単純平均値438円（小数点以下を四捨五入）に対して52.97%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去6ヶ月間（平成23年8月3日から平成24年2月2日まで）の終値の単純平均値426円（小数点以下を四捨五入）に対して57.28%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

（買付者の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置）

（i）対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、本公開買付価格の公正性・妥当性を担保するための基礎資料として、当社及び対象者から独立した第三者機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである、エイ・ジー・エス・コンサルティングに対象者の株式価値の算定を依頼し、エイ・ジー・エス・コンサルティングから平成24年2月2日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、エイ・ジー・エス・コンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

エイ・ジー・エス・コンサルティングは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開

買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、エイ・ジー・エス・コンサルティングは、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価格算定を行ったとのことです。

上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 426円～461円

DCF法 596円～727円

市場株価法では、算定基準日を平成24年2月2日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値（461円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値（438円、ただし小数点以下を四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値（426円、ただし小数点以下を四捨五入）を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を426円から461円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在の価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を596円から727円までと算定しているとのことです。

なお、対象者がみずほ証券及びエイ・ジー・エス・コンサルティングに提出したDCF法における算定の基礎となる事業計画においては、大幅な増減益は見込まれていないとのことです。

(ii) 対象者における独立役員である社外監査役の監査のもとでの取締役による検討・交渉及び報告

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社からの本提案に対し、意思決定過程の恣意性を排除して公正性、透明性及び客観性を高めることにより、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から検討及び交渉した上で意思決定することを目的として、当社の役員及び従業員を現在及び過去においても兼務したことがなく、当社と利害関係を有しない本取締役に対し、当社及び対象者から独立した本独立役員の監査のもと、(i)当社から対象者取締役会に対して提示された本提案について、(a)本提案の目的の正当性、(b)本公開買付価格を含む本取引の諸条件の妥当性、(c)本取引が対象者の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情に照らし、本公開買付けを含む本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものではないか否か、及び、本公開買付けに対する対象者の意見表明の内容が対象者の少数株主にとって不利益なものではないか否か、を検討すること、(ii)前項の検討並びに本提案の適法性及び妥当性を担保するため、当社と利害関係を有しない対象者取締役の立場において、本提案に関し当社と交渉を行うこと、(iii)平成24年2月3日開催の対象者取締役会において、前2項の検討並びに交渉の経緯及び結果を報告すること、という3つの事項を委嘱したとのことです。

本取締役は、上記委嘱事項を遂行するにあたり、本独立役員の監査のもと、本取引に関連する資料を精査するとともに、複数回に亘って、当社との協議・交渉を行うとともに、対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるエイ・ジー・エス・コンサルティングから提出された株式価値算定書について説明を受けたうえで質疑応答を重ねているとのことです。

かかる手続を経て、平成24年2月3日開催の対象者取締役会において、本取締役から当社との交渉経緯が説明された後、対象者取締役会に対して、(i)(a)本取引は、本取引の一環をなす取引であって、当社グループ全体の経営資源の有効活用により対象者の競争力の強化と事業の拡大を図ること等を目的とするものであるところ、かかる目的は正当であり、支配株主が少数株主の利益の犠牲のもとに利益を図る目的その他の不当な目的は認められないこと、(b)本公開買付価格を含む本取引の諸条件は、本独立役員の監査のもと、少数株主の利益に配慮して行動した本取締役が当社との間で真摯に協議・交渉を行った上で最終的に決定されていること、並びに、本公開買付価格及びその後の全部取得条項付種類株式を利用したスクイーズアウトの際に対象者の株主の皆様へ最終的

に交付される金銭の額の算定の基準となる予定の価格については、独立した第三者算定機関であるエイ・ジー・エス・コンサルティングの株式価値算定書の評価額のレンジの範囲に位置し、かつ対象者から委嘱を受けた本取締役が本独立役員の監査のもと、当社との間で行った協議・交渉を踏まえて最終的に提案された価格であること、などからすれば本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当であること、(c) 本取引が対象者の株主、従業員、取引先その他のステークホルダーの利益に照らし、対象者の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情を総合考慮した結果、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではなく、本公開買付けに対して公表する対象者意見は対象者の少数株主にとって不利益なものではない旨並びに (ii) 本提案に関する当社との適正な交渉の経緯及び結果についての報告がなされたとのことです。なお、当該報告内容は、本独立役員の監査を経たものであるとのことです。

(iii) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引に係る審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を得ているとのことです。

(iv) 対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 24 年 2 月 3 日、対象者の支配株主である当社と利害関係を有しない本独立役員から、本公開買付けを含む本取引について、(a) 本取引は、当社グループ全体の経営資源の有効活用により対象者の競争力の強化と事業の拡大を図ること等を目的とするものであるところ、かかる目的は正当であり、支配株主が少数株主の利益の犠牲のもとに利益を図る目的その他の不当な目的は認められないこと、(b) 本公開買付価格を含む本取引の諸条件は、本独立役員の監査のもと、少数株主の利益に配慮して行動した本取締役が当社との間で真摯に協議・交渉を行った上で最終的に決定されていること、並びに、本公開買付価格及びその後の全部取得条項付種類株式を利用したスクイーズアウトの際に対象者の株主の皆様が最終的に交付される金銭の額の算定の基準となる予定の価格については、独立した第三者算定機関であるエイ・ジー・エス・コンサルティングの株式価値算定書の評価額のレンジの範囲に位置し、かつ対象者から委嘱を受けた本取締役が本独立役員の監査のもと、当社との間で行った協議・交渉を踏まえて最終的に提案された価格であり、本取締役がその協議・交渉において対象者少数株主の利益に配慮して行動したことの説明に納得することができたこと、などからすれば本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当であること、(c) 本取引が対象者の株主、従業員、取引先その他のステークホルダーの利益に照らし、対象者の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情を総合考慮した結果、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではなく、本公開買付けに対して公表する対象者意見は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の本意見を入手しているとのことです。

(v) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、当社から本取引の提案を受け、エイ・ジー・エス・コンサルティングより取得した対象者株式の株式価値算定書、本独立役員の監査のもとでの本取締役による検討、交渉の経緯及び結果の報告、シティニューワ法律事務所から得た法的助言、独立役員から取得した本意見の内容その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成 24 年 2 月 3 日開催の取締役会において、土田剛氏

を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、対象者の上記取締役会には、山根秀行氏及び渡辺寛氏を除く対象者の全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

なお、対象者の社外取締役である土田剛氏は当社の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会における全ての本取引に関する議題の審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において本取引に関する当社との協議・交渉には参加していないとのことです。また、対象者の社外監査役である山根秀行氏及び渡辺寛氏は当社の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会における全ての本取引に関する議題の審議に参加していないとのことです。

(vi) 比較的長期に渡る買付け等の期間の設定

当社は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保しております。また、当社及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券（算定機関）及び野村證券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

| 買付予定数         | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|---------------|----------|----------|
| 9,373,331 (株) | — (株)    | — (株)    |

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。従って、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する株券等の数の最大の数に記載しております。当該最大の数は、対象者が平成23年11月10日に提出した第40期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の発行済株式総数(28,459,991株)から、同第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数(31,239株)及び本日現在における公開買付者が保有する対象者の普通株式の数(19,055,421株)を控除した対象者株式の数(9,373,331株)です。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

|                              |         |                               |
|------------------------------|---------|-------------------------------|
| 買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 19,055個 | (買付け等前における株券等所有割合<br>67.03%)  |
| 買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | 0個      | (買付け等前における株券等所有割合<br>0.00%)   |
| 買付予定の株券等に係る議決権の数             | 9,373個  | (買付け等後における株券等所有割合<br>100.00%) |

|                |         |
|----------------|---------|
| 対象者の総株主等の議決権の数 | 28,300個 |
|----------------|---------|

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (9,373,331 株) に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等 (ただし、対象者が保有する自己株式及び特別関係者のうち金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) 第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。) 第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者 (小規模所有者) が保有する株式は除きます。) に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成 23 年 11 月 10 日提出の第 40 期第 2 四半期報告書に記載された総株主の議決権の数です。ただし、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第 2 四半期報告書に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 (28,459,991 株) から同第 2 四半期報告書に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の対象者が保有する自己株式数 (31,239 株) を控除した 28,428,752 株に係る議決権の数 (28,428 個) を対象者の総株主等の議決権の数として計算しています。
- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 6,280百万円

(注) 「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数 (9,373,331 株) に、1 株当たりの買付価格 (670 円) を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

- ② 決済の開始日  
平成 24 年 3 月 23 日 (金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主 (以下「応募株主等」といいます。) (外国人株主の場合はその常任代理人) の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等 (外国人株主の場合はその常任代理人) の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等 (外国人株主の場合はその常任代理人) の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

④ 株券等の返還方法

下記 (9) 「その他買付け等の条件及び方法」の②「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日 (公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日) 以後、速やかに応募が行われた直前時の状態に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

- ① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容  
公開買付者は、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。従って、公開買付者は、応募株券

等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付け期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間の末日の15時までに、応募受けをした公開買付け代理人の本店又は全国各支店に公開買付け応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付け代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付け期間の末日の15時までに公開買付け代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、公開買付け者は応募株主等による契約の解除があつた場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付け者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに上記「(8) 決済の方法」の「④ 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付け者は、公開買付け期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付け者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。)は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付け開始公告に記載した内容に



係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付け期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成24年2月6日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針については、上記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」及び「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが、当社の連結業績へ与える影響は軽微です。

#### 4. その他

##### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

###### ① 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、上記「1. 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」に記載のとおり、対象者は、平成24年2月3日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を、決議に参加した取締役（取締役13名中、出席取締役12名）の全員一致で行ったとのことです。

###### ② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

上記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

###### ③ 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

上記「1. 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」をご参照ください。

##### (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

###### ① 株式会社扶桑エンジニアリングの株式取得(子会社化)について

対象者が平成23年11月28日に公表した「株式会社扶桑エンジニアリングの株式の取得(子会社化)について」によれば、対象者は、平成23年11月28日開催の取締役会において、株式会社大京の100%子会社である株式会社扶桑エンジニアリングの株式を取得し、子会社化することについて決議したとのこと。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

なお、当該株式取得は、上記公表資料の日程に記載されているとおり実行されているとのことです。

###### ② 平成24年3月期第3四半期決算短信

対象者は、平成24年2月3日に、東京証券取引所において「平成24年3月期第3四半期決算短信(連結)」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の損益状況の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのこと。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

##### (i) 損益の状況

| 決算年月   | 平成24年3月期<br>(第40期) 第3四半期累計期間 |
|--------|------------------------------|
| 売上高    | 36,604百万円                    |
| 営業利益   | 1,700百万円                     |
| 経常利益   | 1,742百万円                     |
| 四半期純利益 | 618百万円                       |

##### (ii) 1株当たりの状況

| 決算年月        | 平成24年3月期<br>(第40期) 第3四半期累計期間 |
|-------------|------------------------------|
| 1株当たり四半期純利益 | 21.76円                       |

|           |    |
|-----------|----|
| 1 株当たり配当額 | －円 |
|-----------|----|

(注) 対象者によれば、対象者は、公開買付期間中の平成 24 年 2 月 10 日頃に、第 40 期第 3 四半期（自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 23 年 12 月 31 日）に係る四半期報告書を提出する予定とのことです。

### ③ 配当予想の修正

対象者の平成 24 年 2 月 3 日付「平成 24 年 3 月期 配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成 24 年 2 月 3 日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成 24 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対する配当を行わないことを決議したとのことです。

以上

#### 【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表から 12 時間を経過するまでは、対象者の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

#### 【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。